

短期入所生活介護事業所 ナーシングホーム日野

運営規程

第1条 株式会社九州メディカが開設する指定（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）が行なう指定（介護予防）短期入所生活介護の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 （事業の目的）
要支援状態又は要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し適正な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第3条 （運営方針）

- 1 事業所の職員は（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。食事に関しては栄養士管理の下で提供するものとする。
安定的かつ継続的な事業運営に努める。
指定（介護予防）短期入所生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する当の措置を講じるものとする。
- 3 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第4条 （名称及び所在地）

名称	短期入所生活介護事業所 ナーシングホーム日野
所在地	佐世保市日野町856-10

第5条 （従業員の種類、員数及び職務内容）

- 1 従業員の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者	1人（特定施設入居者生活介護と兼務）
-----	--------------------

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 生活相談員 1人以上（特定施設入居者生活介護と兼務）
生活相談員は、利用者又は、その家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他を行う。
- 医師 1人（非常勤）
医師は利用者の往診依頼の要請があったときは、事情の許す限りこれに応じる。また利用者の搬送が必要となった時は、これを受け容れるか、搬送先を紹介する。
- 看護職員 1人以上（特定施設入居者生活介護と兼務）
看護職員は、利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持の適切な措置をとる。
- 介護職員 10人以上（特定施設入居者生活介護と兼務）
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。
- 機能訓練指導員 1人（常勤、特定施設入居者生活介護と兼務）
機能訓練指導員は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介助を行う。

第6条 （入所定員及び居室数）

- 定員 3人
居室数 3室

第7条 （指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

- 1 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の心身的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 2 利用者は事業所に入所し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話、日常生活動作の介助及び機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

第8条 （（介護予防）短期入所生活介護計画の作成）

- 1 （介護予防）短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 2 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者

の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の事業所職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。

第9条 （利用料その他の費用の額）

指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、下記4）の額とする。

基本料金

1)（介護予防）短期入所生活介護費（1日につき）

要支援1	451円	要介護3	745円
要支援2	561円	要介護4	815円
要介護1	603円	要介護5	884円
要介護2	672円		

2) その他の加算

- ア 送迎加算（片道） 184円
- イ 看護体制加算（Ⅱ） 8円
- ウ 緊急短期入所受入加算 90円
- エ サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円
- オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

オを除いた1)及び2)の所定単位数の合計に1000分の140を
乗じた単位に応じた額

≪ ※基本料金 1)及び2)の金額 利用者の負担割合が1割の場合 ≫

3) その他の費用として、次の各号に掲げる支払を受けることが出来るものとする

- ア 居室料（1日につき） 1500円
- イ 食事費（1日につき） 1445円
(朝食 355円・昼食 550円・夕食 540円)
- ウ その他日常生活上の便宜にかかる費用 実費

4) 介護保険自己負担額については、介護保険負担割合証による利用者負担の割合に応じた額とする

第 10 条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施区域は、佐世保市（下記の区域は除く）とする。

離島、旧北松地区（小佐々、鹿町、吉井、江迎、田平）
東部地区（大塔、早岐、日宇）

第 11 条 (衛生管理等)

- 1 事業所は指定（介護予防）短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第 12 条 (施設利用に当たっての留意点)

利用者は次に掲げる事項を遵守する

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 2 火気の取り扱いは原則禁止する。
- 3 騒音の発生、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 4 ペットの持ち込みは禁止する
- 5 その他管理上必要な指示に従うこと。

第 13 条 (緊急時における対応方法)

利用者の病状が急変またはその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関、緊急連絡先に連絡する等の必要な措置を行う。

第 14 条 (非常災害対策)

事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第 15 条 (秘密保持)

事業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でな

くなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を従業員との雇用計画の内容とする。

第 16 条 (苦情処理)

管理者は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

第 17 条 (損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を行うこととする。
- 2 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

第 18 条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第 19 条 (身体拘束)

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともにその結果について介護職員その他従業員に周知徹底を図るものとする。
 - 2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第 20 条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 21 条 (その他運営に関する重要事項)

- 1 事業者は全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ・採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
- ・継続研修 年 2 回

- 2 事業者は、この事業を行うため、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な書類を整備するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社九州メディカと事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 22 条 (協力医療機関)

佐世保記念病院 内科、外科、整形外科、リハビリテーション科
松添歯科 歯科

協力内容は、入所者の急病、負傷による処置とする。

この規程は、平成20年 6月 1日より施行する。

附則	平成21年	4月	1日		
附則	平成23年	10月	1日		
附則	平成24年	4月	1日		
附則	平成26年	4月	1日		
附則	平成27年	2月	1日		
附則	平成27年4月1日	より施行			(介護報酬改訂による料金変更)
附則	平成27年8月1日	より施行			(介護報酬改訂による自己負担割合の変更)
附則	平成29年	4月	1日		
附則	平成30年	4月	1日		
附則	令和元年	10月	1日		
附則	令和3年	2月	1日		
附則	令和3年	4月	1日		
附則	令和4年	10月	1日		
附則	令和6年	4月	1日		
附則	令和6年	6月	1日		